

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

福岡県	
市区町村数	60

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称		問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
					44	51	52				60					
40	100	北九州市	総務局女性の輝く社会推進室	1	1	1	1	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日		第4次北九州市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	130	福岡市	市民局男女共同参画部	1	1	1	1	福岡市男女共同参画を推進する条例	2004年3月29日	2004年4月1日		福岡市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
40	202	大牟田市	人権・同和・男女共同参画課	1	2	1	1	大牟田市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年4月1日		第4次おおむた男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
40	203	久留米市	協働推進部男女平等政策課	1	1	1	1	久留米市男女平等を進める条例	2002年9月30日	2003年4月1日		第4次久留米市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
40	204	直方市	文化・スポーツ推進課	2	1	1	1	直方市男女共同参画推進条例	2003年7月11日	2003年7月11日		第3次のおがた男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
40	205	飯塚市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	飯塚市男女共同参画推進条例	2007年7月10日	2007年10月1日		第2次飯塚市男女共同参画後期プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	206	田川市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	田川市男女共同参画推進条例	2004年7月5日	2004年8月1日		第2次田川市男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	207	柳川市	人権・同和对策室	1	2	1	1	柳川市男女共同参画推進条例	2017年7月5日	2017年7月5日		第4次柳川市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	210	八女市	人権・同和政策・男女共同参画推進課	1	2	1	1	八女市男女共同参画のまちづくり条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第5次八女市男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
40	211	筑後市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	筑後市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
40	212	大川市	企画課	1	2	1	1	大川市男女共同参画推進条例	2018年3月28日	2018年4月1日		第3次大川市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
40	213	行橋市	総合政策課	1	2	1	1	行橋市男女共同参画を推進する条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第3次行橋市男女共同参画プラン後期計画	2020年4月 ~ 2025年3月	0	1	
40	214	豊前市	人権男女共同参画室	1	1	1	1	豊前市男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		第2次豊前市男女共同参画行動計画(後期計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	215	中間市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	中間市男女共同参画推進条例	2013年9月27日	2013年10月1日		中間市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
40	216	小郡市	総務広報課	1	2	1	1	小郡市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第2次小郡市男女共同参画計画	2014年2月 ~ 2024年3月	1	1	
40	217	筑紫野市	人権政策・男女共同参画課	1	2	1	1	筑紫野市男女共同参画推進条例	2005年10月18日	2006年4月1日		第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
40	218	春日市	人権男女共同参画課	1	2	1	1	春日市男女共同参画を推進する条例	2006年12月12日	2007年4月1日		第4次春日市男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	219	大野城市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	大野城市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第5次大野城市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
40	220	宗像市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	宗像市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		第3次宗像市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
40	221	太宰府市	人権政策課	1	1	1	1	太宰府市男女共同参画推進条例	2005年12月21日	2006年4月1日		第3次太宰府市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
40	223	古賀市	人権センター	1	2	1	1	古賀市男女平等をめざす基本条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第3次古賀市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1	
40	224	福津市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例	2005年1月24日	2005年1月24日		(第2次男女共同参画プラン・ふくつ)	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	0	
40	225	うきは市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	うきは市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年8月23日		第2次うきは市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
40	226	宮若市	保護人権課	1	2	1	0			2	第2次宮若市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2027年3月	1	1		
40	227	嘉麻市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	嘉麻市男女共同参画推進条例	2010年6月29日	2010年12月28日		第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	228	朝倉市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	朝倉市男女共同参画のまちづくり条例	2007年12月28日	2008年4月1日		第4次朝倉市男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
40	229	みやま市	人権・同和对策室	1	2	1	1	みやま市男女共同参画推進条例	2015年3月27日	2015年4月1日		第2次みやま市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1	
40	230	糸島市	人権・男女共同参画推進課	1	2	1	1	糸島市男女共同参画社会推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第3次糸島市男女共同参画社会基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	231	那珂川市	人権政策課	1	1	1	1	那珂川市男女共同参画推進条例	2005年3月7日	2005年4月1日		那珂川市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1	
40	341	宇美町	地域コミュニティ課	1	2	0	1	宇美町男女共同参画推進条例	2017年12月8日	2017年12月8日		第4次男女共同参画うみプラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
40	342	篠栗町	まちづくり課	1	2	0	0	篠栗町男女共同参画推進条例	2023年3月13日	2023年3月13日		第2次篠栗町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
40	343	志免町	まちの魅力推進課	1	2	1	1	志免町男女共同参画推進条例	2014年3月25日	2014年4月1日		第2次志免町男女共同参画行動計画	2015年4月 ~ 2025年3月	1	1	
40	344	須恵町	まちづくり課	1	2	0	0			2	須恵町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
40	345	新宮町	総務課 人権推進室	1	2	0	1	新宮町男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年3月24日		第2次新宮町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
40	348	久山町	総務課	1	2	0	0			0	久山町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
40	349	粕屋町	協働のまちづくり課	1	2	0	1	粕屋町男女共同参画推進条例	2015年12月25日	2015年12月25日		粕屋町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
40	381	芦屋町	生涯学習課	2	2	0	1			2	第3次芦屋町男女共同参画推進プラン	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1		
40	382	水巻町	地域づくり課	1	2	1	1			0	第3次みずまき男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
40	383	岡垣町	福祉課	1	2	1	1	岡垣町男女共同参画一とものに支えあい、ともに輝く一まちづくり条例	2004年3月25日	2004年3月25日		岡垣町第3次男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
40	384	遠賀町	住民課	1	2	1	1	遠賀町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日		第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
40	401	小竹町	総務課	1	2	0	0				0	小竹町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	402	鞍手町	福祉人権課	1	2	1	1	鞍手町男女共同参画推進条例	2008年12月18日	2009年4月1日		第3次鞍手町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	421	桂川町	健康福祉課	1	2	1	1	桂川町男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年3月24日		桂川町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	447	筑前町	企画課	1	2	1	1	筑前町男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2006年4月1日		第4次筑前町男女共同参画プラン (第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	448	東峰村	住民福祉課	1	2	1	1	東峰村男女共同のむらづくり条例	2010年1月6日	2010年4月1日		第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	0	
40	503	大刀洗町	地域振興課	1	2	1	1	大刀洗町男女共同参画推進条例	2009年12月28日	2010年4月1日		第2次大刀洗町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
40	522	大木町	まちづくり課	1	2	1	1	大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例	2018年12月10日	2019年4月1日		第2次大木町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
40	544	広川町	生涯学習課	1	2	0	0	広川町男女共同参画推進条例	2014年12月9日	2015年4月1日		広川町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	601	香春町	総務課	1	2	0	1	香春町男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2008年10月1日		香春町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
40	602	添田町	総務課	1	1	1	1	添田町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日		第3次添田町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	604	糸田町	人権推進課	1	2	1	1	糸田町男女共同参画推進条例	2006年9月20日	2006年9月20日		第3次糸田町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
40	605	川崎町	人権推進課	1	2	1	1	川崎町男女共同参画推進条例	2009年9月21日	2009年10月1日		第3次川崎町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
40	608	大任町	総務企画財政課	1	2	0	0	大任町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日		第2次大任町男女共同参画基本計画	2022年10月 ~ 2027年10月	1	1	
40	609	赤村	総務課	1	2	0	1	赤村男女共同参画のむらづくり条例	2011年3月15日	2011年4月1日		第3次赤村男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
40	610	福智町	人権推進課	1	2	0	1	福智町男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年6月1日		第3次福智町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
40	621	苅田町	住民課人権男女共同参画室	1	2	1	1	苅田町男女共同参画推進条例	2007年6月20日	2007年7月1日		第3次苅田町男女共同参画行動計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
40	625	みやこ町	人権男女共同参画室	1	2	0	0	みやこ町男女共同参画推進条例	2011年3月14日	2011年3月14日		第2次みやこ町男女共同参画基本計画	2018年3月 ~ 2027年3月	1	1	
40	642	吉富町	住民課	1	2	1	1				0	第2次吉富町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
40	646	上毛町	住民課	1	2	0	0				1	上毛町男女共同参画基本計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
40	647	築上町	人権課	1	1	0	1	築上町男女共同参画推進条例	2009年9月18日	2009年9月18日		第3次築上町男女共同参画推進基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等					単独	複合	施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			19							6	13	14	4	1	15	3	1
40	100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	ムーブ	803-0814	北九州市小倉北区大手町11-4	093-583-3939	093-583-5107	http://www.kitakyu-move.jp/		○		○				○
40	130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	アミカス	815-0083	福岡市南区高宮3丁目3-1	092-526-3755	092-526-3766	https://www.city.fukuoka.lg.jp/amikas/		○		○				○
40	202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター		836-0862	大牟田市原山町13-3	0944-41-2611	0944-41-2869	http://www.city.omuta.lg.jp		○	○					○
40	203	久留米市	久留米市男女平等推進センター	なし	830-0037	福岡県久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7800	0942-30-7811	https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1500soshiki/9034danjo-c/		○	○					○
40	204	直方市	直方市男女共同参画センター		822-0026	福岡県直方市津田町7番20号	0949-25-2244	0949-25-2229	https://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/_1242/_2793/2707.html	○		○					○
40	205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	サンクス	820-0041	福岡県飯塚市飯塚14-67	0948-22-7058	0948-22-3609	https://www.city.iizuka.lg.jp/sunkusu/shisetsu/annai/s_hisetsu/danjo/index.html		○	○					○
40	206	田川市	田川市男女共同参画センター	ゆめっせ	826-0032	福岡県田川市平松町3番36号	0947-44-0159	0947-44-0888	http://www.ioho.tagawa.fukuoka.jp/		○	○					○
40	207	柳川市															
40	210	八女市															
40	211	筑後市															
40	212	大川市															
40	213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	る～ぷる	824-0005	福岡県行橋市中央1丁目9-3(コスメイト行橋1階)	0930-26-2232	0930-26-2232	https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/site/danjokiyodo/		○	○					○
40	214	豊前市	ハートピアぶぜん		828-8501	福岡県豊前市大字吉木955番地	0979-82-0509	0979-82-0509	http://www.city.buzen.lg.jp/sisetu/roudousya/hatopiabuzen.html	○		○					○
40	215	中間市															
40	216	小郡市															
40	217	筑紫野市	筑紫野市男女共同推進センター	らーふる	818-0057	福岡県筑紫野市二日市南1-9-3	092-918-1311	092-921-8666	https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/9/3149.html		○	○					○
40	218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	じよなさん	816-0806	福岡県春日市光町1丁目73番地	092-584-1201	092-584-1181	http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/		○	○					○
40	219	大野城市	大野城まどかぴあ男女平等推進センター	アスカーラ	816-0934	福岡県大野城市曙町2丁目3番1号	092-586-4030	092-586-4031	https://www.madokapia.or.jp/danjo_byodo/		○		○				○
40	220	宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	ゆい	811-3437	福岡県宗像市久原180	0940-36-0250	0940-36-0269	https://city.munakata.lg.jp/map/220/030/201501210137.html		○			○			○
40	221	太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	ルミナス	818-0102	福岡県太宰府市白川2番2号	092-925-5404	092-925-5404	http://dazaifu-ruminas.jp/	○			○				○
40	223	古賀市															
40	224	福津市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
40	225	うきは市	うきは市男女共同参画センター	だんだん	839-1401	福岡県うきは市浮羽町朝田582番地1	0943-77-2661	0943-77-5557	https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/list00180.html		○	○			○		
40	226	宮若市															
40	227	嘉麻市															
40	228	朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	あすみん	838-1592	朝倉市杷木池田483-1	0946-28-7595	0946-63-3569	https://www.city.asakura.lg.jp/www/genre/100000000141/index.html	○		○			○		
40	229	みやま市															
40	230	糸島市	糸島市男女共同参画センター ラポール	ラポール	819-1148	福岡県糸島市神在西三丁目1番5号	092-324-2800	092-324-2800	https://www.city.itoshima.lg.jp/s019/010/010/010/010/index.html	○		○			○		
40	231	那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター	あいなか	811-1292	福岡県那珂川市西隈1-1-1	092-953-2211	092-953-0688	https://www.city.nakagawa.lg.jp/		○	○			○		
40	341	宇美町															
40	342	篠栗町															
40	343	志免町															
40	344	須恵町															
40	345	新宮町															
40	348	久山町															
40	349	粕屋町															
40	381	芦屋町															
40	382	水巻町															
40	383	岡垣町															
40	384	遠賀町															
40	401	小竹町															
40	402	鞍手町															
40	421	桂川町															
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	リブラ	838-0816	福岡県朝倉郡筑前町新町440番地	0946-22-3996	0946-23-1533	https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp	○		○			○		
40	448	東峰村															
40	503	大刀洗町															
40	522	大木町															
40	544	広川町															
40	601	香春町															
40	602	添田町															
40	604	糸田町															
40	605	川崎町															
40	608	大任町															
40	609	赤村															
40	610	福智町															
40	621	苅田町															
40	625	みやこ町															
40	642	吉富町															
40	646	上毛町															
40	647	築上町															

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

福岡県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用(常勤)期間の定めがない職員)	用(非常勤)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			19					19	19	18	19	9	13	7	2	6	
40	100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	1995年7月1日	4	16	264,373	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者と対象とした託児サービスの実施
40	130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	1988年11月2日	8	13	110,800	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地域の男女共同参画推進組織の支援
40	202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター	1992年4月1日	2	2	1,655	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	203	久留米市	久留米市男女平等推進センター	2001年5月1日	4	12	18,200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	204	直方市	直方市男女共同参画センター	2012年4月1日	3	1	11,196	○	○	○	○	○	○	○	○	○	技能実習生を対象とした日本語教室
40	205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	1996年4月26日	1	2	6,264	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	206	田川市	田川市男女共同参画センター	1998年4月1日	3	4	4,352	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	207	柳川市			0	0	0										
40	210	八女市			0	0	0										
40	211	筑後市			0	0	0										
40	212	大川市			0	0	0										
40	213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	2005年6月23日	0	3	8,958	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	214	豊前市	ハートピアぶぜん	2011年4月1日	0	4	6,086	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	215	中間市			0	0	0										
40	216	小郡市			0	0	0										
40	217	筑紫野市	筑紫野市男女共同推進センター	2001年5月1日	3	3	10,062	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	2012年3月1日	5	1	5,253	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	219	大野城市	大野城まどかぴあ男女平等推進センター	1996年7月27日	6	4	14,447	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	220	宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	1998年1月22日	4	3	3,195	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	221	太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	2016年4月1日	2	10	11,084	○	○	○	○	○	○	○	○	○	託児室運営
40	223	古賀市			0	0	0										
40	224	福津市			0	0	0										
40	225	うきは市	うきは市男女共同参画センター	2011年4月1日	1	3	9,720	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	226	宮若市			0	0	0										
40	227	嘉麻市			0	0	0										
40	228	朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	2020年4月1日	4	3	1,630	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	229	みやま市			0	0	0										
40	230	糸島市	糸島市男女共同参画センター ラポール	2010年1月1日	0	4	9,933	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	231	那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター	2011年4月1日	0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
40	341	宇美町			0	0	0										

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主 な 事 業										
					用 常 勤 （ 雇 用 ） 期 間 の 定 め が な い 職 員 ）	用 非 常 勤 （ 雇 用 ） 期 間 の 定 め が あ る 職 員 ）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	そ の 他	
40	342	篠栗町			0	0	0											
40	343	志免町			0	0	0											
40	344	須恵町			0	0	0											
40	345	新宮町			0	0	0											
40	348	久山町			0	0	0											
40	349	粕屋町			0	0	0											
40	381	芦屋町			0	0	0											
40	382	水巻町			0	0	0											
40	383	岡垣町			0	0	0											
40	384	遠賀町			0	0	0											
40	401	小竹町			0	0	0											
40	402	鞍手町			0	0	0											
40	421	桂川町			0	0	0											
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	2012年4月1日	0	3	6,871	○	○	○	○	○						
40	448	東峰村			0	0	0											
40	503	大刀洗町			0	0	0											
40	522	大木町			0	0	0											
40	544	広川町			0	0	0											
40	601	香春町			0	0	0											
40	602	添田町			0	0	0											
40	604	系田町			0	0	0											
40	605	川崎町			0	0	0											
40	608	大任町			0	0	0											
40	609	赤村			0	0	0											
40	610	福智町			0	0	0											
40	621	荻田町			0	0	0											
40	625	みやこ町			0	0	0											
40	642	吉富町			0	0	0											
40	646	上毛町			0	0	0											
40	647	築上町			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

福岡県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			13			29	1	3.4	33	6	18.2	31	1	3.2	25	1	4.0	7,807	812	10.4
40	100	北九州市				1	0	0.0	3	1	33.3							2760	491	17.8
40	130	福岡市				1	0	0.0	3	1	33.3							152	12	7.9
40	202	大牟田市				1	0	0.0	2	1	50.0							341	67	19.6
40	203	久留米市	1988年10月1日	久留米女性憲章	1	1	0	0.0	2	0	0.0							668	61	9.1
40	204	直方市				1	0	0.0	1	1	100.0							102	4	3.9
40	205	飯塚市				1	0	0.0	2	1	50.0							270	18	6.7
40	206	田川市				1	0	0.0	0	0								99	6	6.1
40	207	柳川市				1	0	0.0	1	0	0.0							324	14	4.3
40	210	八女市	2007年3月24日	八女市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							185	2	1.1
40	211	筑後市				1	0	0.0	0	0								75	2	2.7
40	212	大川市				1	0	0.0	2	0	0.0							50	0	0.0
40	213	行橋市	2005年11月5日	ともに輝く男女共同参画都市ゆくはし宣言	1	1	0	0.0	0	0								183	5	2.7
40	214	豊前市				1	0	0.0	0	0								127	1	0.8
40	215	中間市				1	0	0.0	1	0	0.0							61	6	9.8
40	216	小郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	1	1.6
40	217	筑紫野市	2003年2月16日	筑紫野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							82	6	7.3
40	218	春日市	1999年9月24日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							35	1	2.9
40	219	大野城市	1997年6月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							28	2	7.1
40	220	宗像市				1	1	100.0	1	0	0.0							142	14	9.9
40	221	太宰府市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	5	11.4
40	223	古賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	7	15.2
40	224	福津市	2003年9月20日	福津市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							102	7	6.9
40	225	うきは市				1	0	0.0	1	0	0.0							11	1	9.1
40	226	宮若市				1	0	0.0	0	0								76	1	1.3
40	227	嘉麻市				1	0	0.0	1	0	0.0							109	13	11.9
40	228	朝倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							226	2	0.9
40	229	みやま市				1	0	0.0	1	1	100.0							150	0	0.0
40	230	糸島市	2016年3月25日	糸島市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							164	4	2.4
40	231	那珂川市	2006年11月23日	那珂川町男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							37	2	5.4
40	341	宇美町										1	0	0.0	2	0	0.0	48	4	8.3
40	342	篠栗町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
40	343	志免町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	3	10.0
40	344	須恵町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)		女性副町村长数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
40	345	新宮町									1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2	
40	348	久山町									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0	
40	349	粕屋町									1	0	0.0	1	0	0.0	24	1	4.2	
40	381	芦屋町									1	0	0.0	1	0	0.0	30	3	10.0	
40	382	水巻町									1	0	0.0	1	0	0.0	31	3	9.7	
40	383	岡垣町									1	0	0.0	1	0	0.0	56	6	10.7	
40	384	遠賀町									1	0	0.0	1	0	0.0	23	2	8.7	
40	401	小竹町									1	1	100.0	0	0		18	2	11.1	
40	402	鞍手町									1	0	0.0	1	1	100.0	42	0	0.0	
40	421	桂川町									1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9	
40	447	筑前町									1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0	
40	448	東峰村									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0	
40	503	大刀洗町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0	
40	522	大木町	2015年5月29日	女性の活躍推進宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	45	2	4.4	
40	544	広川町									1	0	0.0	0	0		34	0	0.0	
40	601	香春町									1	0	0.0	1	0	0.0	43	3	7.0	
40	602	添田町									1	0	0.0	0	0		34	1	2.9	
40	604	糸田町	2019年2月5日	女性大活躍推進宣言(女性の大活躍推進福岡県会議)	1						1	0	0.0	0	0		20	2	10.0	
40	605	川崎町									1	0	0.0	1	0	0.0	42	4	9.5	
40	608	大任町									1	0	0.0	0	0		1	0	0.0	
40	609	赤村									1	0	0.0	0	0		7	0	0.0	
40	610	福智町									1	0	0.0	1	0	0.0	81	6	7.4	
40	621	苅田町	2005年12月4日	苅田町男女共同参画都市宣言	1						1	0	0.0	1	0	0.0	48	2	4.2	
40	625	みやこ町									1	0	0.0	1	0	0.0	113	7	6.2	
40	642	吉富町									1	0	0.0	0	0		20	1	5.0	
40	646	上毛町									1	0	0.0	1	0	0.0	41	0	0.0	
40	647	築上町	2007年6月5日	男女共同参画推進宣言の町	2						1	0	0.0	1	0	0.0	66	3	4.5	

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づき審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づき委員会等における登用状況	問9-1					調査時点コード																
			問8-1		問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)					(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づき審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づき委員会等における登用状況	その他							
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数				うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数						うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数
		小計			1,837	1,646	22,308	7,925	35.5			1,762	1,612	20,954	7,235	34.5	339	234	1,952	430	22.0	1,119	206	18.4	1,278	229	17.9					
40	100	北九州市	付属機関ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す	2024年3月	75	75	1,388	718	51.7	法律又は法令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている会議等	62	62	1,230	627	51.0	6	5	105	22	21.0	60	25	41.7	61	25	41.0	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
40	130	福岡市	40.0	2025年8月	50	34	964	385	39.9	法律・法令および条例に基づき設置されている審議会等(行政委員会を除く)	78	78	1,650	609	36.9	6	5	99	19	19.2	48	7	14.6	49	7	14.3	2	2023年8月1日	2	2023年8月1日	2	2023年8月1日
40	202	大牟田市	40.0	2028年3月	49	44	501	170	33.9	地方自治法第202条の3(法令・条例)に基づいて設置されている審議会等	49	44	501	170	33.9	6	4	30	6	20.0	33	7	21.2	34	7	20.6	1		1		1	
40	203	久留米市	50.0	2025年4月	98	97	1,496	677	45.3	附属機関並びに要綱及び規定により設置された審議会、委員会、協議会、その他の審議会、研究、審議、協議等の為の機関	72	71	1,082	483	44.6	6	5	49	14	28.6	42	11	26.2	43	11	25.6	1		1		1	
40	204	直方市	40.0	2028年3月	44	39	596	220	36.9	地方自治法第202条の3、第180条の5その他の審議会・委員会	32	29	397	143	36.0	6	5	37	8	21.6	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1	
40	205	飯塚市	40~60	2027年3月	84	83	1,496	546	36.5	地方自治法(第202条の3)に基づき審議会及び市民参画による審議会等	78	78	923	329	35.6	6	5	42	11	26.2	36	9	25.0	37	9	24.3	1		1		1	
40	206	田川市	35.0	2027年3月	33	32	330	101	30.6	法令、条例により設置されている審議会等	33	32	330	101	30.6	6	5	34	7	20.6	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1	
40	207	柳川市	30.0	2027年3月	30	27	471	119	25.3	柳川市及び柳川市が事務局を持っている審議会等	29	26	411	101	24.6	6	4	35	6	17.1	27	2	7.4	28	2	7.1	1		1		1	
40	210	八女市	40.0	2026年3月	42	38	524	160	30.5	地方自治法第180条の5に基づき委員会等及び第202条の3に基づく審議会等	36	34	484	155	32.0	6	4	40	5	12.5	25	6	24.0	26	6	23.1	1		1		1	
40	211	筑後市	35.0	2027年3月	29	28	321	105	32.7	地方自治法202条の3	29	28	321	105	32.7	6	5	32	7	21.9	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1	
40	212	大川市	40.0	2026年3月	15	13	171	48	28.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	15	13	171	48	28.1	6	6	31	8	25.8	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
40	213	行橋市	40.0	2023年3月	64	52	1,006	330	32.8	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する付属機関、規則や要綱・規程等により設置された協議会等	27	23	230	59	25.7	6	4	29	6	20.7	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1		1	
40	214	豊前市									23	19	223	69	30.9	6	3	28	5	17.9	16	2	12.5	17	2	11.8	1		1		1	
40	215	中間市									34	31	467	179	38.3	6	5	23	8	34.8	28	4	14.3	29	4	13.8	1		1		1	
40	216	小郡市	40.0	2024年3月	29	26	329	109	33.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会	29	26	329	109	33.1	6	4	44	11	25.0	22	5	22.7	23	5	21.7	1		1		1	
40	217	筑紫野市	40.0	2028年3月	35	33	380	144	37.9	地方自治法第202条の3に基づくもの	35	33	380	144	37.9	5	4	35	7	20.0	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1	
40	218	春日市									22	22	230	75	32.6	5	4	23	9	39.1	19	2	10.5	20	2	10.0	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	1	
40	219	大野城市	50.0	2028年3月	60	60	824	379	46.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会、規則・要綱等に基づく審議会	31	30	308	136	44.2	5	4	25	5	20.0	29	9	31.0	30	9	30.0	1		1		1	
40	220	宗像市	40.0	2026年3月	44	44	450	170	37.8	市の各種審議会等(広域設置除く)	44	44	450	170	37.8	6	5	28	9	32.1	36	6	16.7	37	7	18.9	1		1		1	
40	221	太宰府市	40.0	2027年4月	40	37	421	115	27.3	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会等	32	31	345	97	28.1	6	4	31	9	29.0	31	5	16.1	32	6	18.8	1		1		1	
40	223	古賀市	50.0	2031年3月	56	52	638	265	41.5	地方自治法第180条の5に基づく委員会等、地方自治法第202条の3に基づく審議会等、その他条例・要綱・規定等に基づく委員会等	25	25	252	104	41.3	5	3	28	5	17.9	24	7	29.2	25	7	28.0	1		1		1	
40	224	福津市									54	52	611	261	42.7	6	5	27	7	25.9	0	0	0.0	25	4	16.0	1		1		1	
40	225	うきは市	40.6	2026年3月	35	35	428	172	40.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	35	35	428	172	40.2	6	5	33	9	27.3	0	0	0.0	35	8	22.9	1		1		1	
40	226	宮若市									23	18	246	67	27.2	6	3	30	4	13.3	11	0	0.0	12	0	0.0	1		1		1	
40	227	嘉麻市	50.0	2027年3月	51	50	575	235	40.9	附属機関	51	50	575	235	40.9	6	5	32	8	25.0	25	8	32.0	26	8	30.8	1		1		1	
40	228	朝倉市	40.0	2027年3月	64	57	1,004	357	35.6	地方自治法第202条の3、第180条の5、その他要綱・規定等で設置している朝倉市の審議会等	28	25	314	103	32.8	6	3	39	5	12.8	16	4	25.0	17	4	23.5	1		1		1	
40	229	みやま市	30.0	2030年3月	26	24	241	76	31.5	地方自治法第202条の3及び第180条の5に基づく委員会等	20	19	206	67	32.5	6	5	35	9	25.7	19	4	21.1	20	4	20.0	1		1		1	
40	230	糸島市	40.0	2026年3月	39	38	471	151	32.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	39	38	471	151	32.1	6	4	35	7	20.0	42	10	23.8	43	10	23.3	1		1		1	
40	231	那珂川市	30(現時点における目標値)	2022年4月	47	43	474	168	35.4	202条の3、180条の5、要綱の審議会等	38	35	370	135	36.5	5	3	22	7	31.8	24	5	20.8	25	5	20.0	1		1		1	
40	341	宇美町	40.0	2028年3月	19	14	172	49	28.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等と同じ	19	14	172	49	28.5	5	2	25	4	16.0	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1	
40	342	篠栗町	40.0	2027年3月	22	18	175	52	29.7	地方自治法(第202条の3)及び(第180条の5)に基づく審議会等	17	16	150	47	31.3	5	2	25	5	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2023年5月10日	2	2023年5月10日	1	
40	343	志免町	40.0	2025年3月	23	23	264	104	39.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	23	23	264	104	39.4	5	4	28	8	28.6	29	9	31.0	30	9	30.0	1		1		1	
40	344	須恵町			26	17	214	35	16.4	須恵町における各種審議会および委員会	20	15	189	32	16.9	5	2	22	3	13.6	13	1	7.7	14	1	7.1	1		1		1	
40	345	新宮町	具体的な数値目標は無いが、H30時点(27.5%)より上昇を目指す。	2025年3月	19	13	245	72	29.4		19	12	239	67	28.0	5	3	24	6	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
40	348	久山町	40.0	2028年3月	11	8	122	44	36.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	10	7	62	19	30.6	5	2	25	4	16.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
			問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)			問8 目 標設 定 の 対 象 で あ る 審 議 会 等 の 目 標 及 び 現 状 値	問9 地方 自治法(第 202条の 3)に基 づく 審議 会等 に お け る 登 用 状 況	問10 地方 自治法 (第180 条の5)に 基 づく 委員 会等 に お け る 登 用 状 況	その他	その他										
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数				女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)						委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)		
																															その他	その他
40	349	粕屋町	50.0	2025年3月	33	26	361	118	32.7	地方自治法第202条の3及び規則・要綱に基づく審議会等	20	15	192	57	29.7	6	3	27	7	25.9	0	0	0.0	20	6	30.0	1		1		1	
40	381	芦屋町	30.0	2028年3月	32	29	293	81	27.6	すべて	32	29	293	81	27.6	5	4	21	6	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
40	382	水巻町	35.0	2029年3月	51	43	635	183	28.8	地方自治法の規定に基づかないものも含む全て。	37	32	467	127	27.2	5	3	25	6	24.0	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	
40	383	岡垣町	40.0	2031年3月	27	26	268	96	35.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会	27	26	268	96	35.8	5	4	25	5	20.0	18	3	16.7	19	3	15.8	1		1		1	
40	384	遠賀町	40.0	2025年3月	35	34	279	106	38.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(広域審議会除く)	35	34	279	106	38.0	5	3	28	5	17.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
40	401	小竹町	40.0	2024年3月	30	28	248	80	32.3	地方自治法第180条の5及び地方自治法第202条の3に該当する審議会	25	25	228	75	32.9	5	3	20	5	25.0	24	4	16.7	25	4	16.0	1		1		1	
40	402	鞍手町	40.0	2024年3月	35	30	341	87	25.5	地方自治法(第202条の3)に基づくもの	35	30	341	87	25.5	5	2	30	5	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
40	421	桂川町	30.0	2026年3月	17	16	174	38	21.8	町の審議会	17	16	181	39	21.5	6	4	27	7	25.9	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1	
40	447	筑前町	42.0	2026年3月	29	26	374	155	41.4	法律もしくは法令の定めるところにより、担当案件に関して調停、審査、審議や調査を行う機関と定められ、実施している機関。連絡調整、情報交換のみが設置目的の機関は含まない。	29	26	374	155	41.4	5	4	33	7	21.2	14	2	14.3	15	2	13.3	1		1		1	
40	448	東峰村	30.0	2022年4月	25	16	284	52	18.3	規則・要綱等で設置された審議会等	9	7	75	14	18.7	5	3	28	4	14.3	8	0	0.0	9	0	0.0	1		2	2023年3月31日	1	
40	503	大刀洗町	50.0	2031年3月	26	20	259	73	28.2	町が設置するすべての審議会・委員会	6	4	65	11	16.9	5	4	34	6	17.6	0	0	0.0	20	3	15.0	1		1		1	
40	522	大木町	30.0	2023年3月	21	20	190	66	34.7	法律により設置されている審議会等(地方自治法第180条の5、第202条の3)	15	15	157	57	36.3	6	5	33	9	27.3	28	7	25.0	29	7	24.1	1		1		1	
40	544	広川町	30.0	2027年3月	26	23	213	66	31.0	地方自治法第202条の3及び180条の5並びに町で規則・要綱等で設置している町の諮問等に対して調停・審査を行う審議会等。	8	8	81	19	23.5	6	5	30	8	26.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1	
40	601	香春町									22	13	183	33	18.0	5	3	27	4	14.8	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1	
40	602	添田町	26.0	2027年3月	34	24	253	54	21.3	条例・規則等により設置されている会議等	32	23	245	52	21.2	6	6	36	9	25.0	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1	
40	604	糸田町	30.0	2023年3月	13	13	119	40	33.6		17	16	153	53	34.6	5	4	27	9	33.3	9	0	0.0	10	0	0.0	1		1		1	
40	605	川崎町									14	12	108	31	28.7	5	3	26	5	19.2	9	1	11.1	10	1	10.0	1		1		1	
40	608	大任町									9	5	79	11	13.9	5	3	23	6	26.1	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1	
40	609	赤村									10	7	79	20	25.3	5	4	25	8	32.0	0	0	0.0	11	0	0.0	1		1		1	
40	610	福智町	30.0	2027年3月	25	18	181	33	18.2	地方自治法(第202条の3)及び(第180条の5)に基づく審議会等	19	14	151	28	18.5	6	4	30	5	16.7	14	1	7.1	15	1	6.7	2	2022年4月1日	1		1	
40	621	苅田町	40.0	2028年3月	35	31	395	119	30.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会(広域を除く)	35	31	395	119	30.1	5	3	20	4	20.0	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
40	625	みやこ町									11	11	125	30	24.0	5	3	26	6	23.1	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1		1	
40	642	吉富町	40.0	2024年6月	23	20	215	60	27.9	地方自治法に基づく町の付属機関	23	20	215	60	27.9	6	4	31	9	29.0	17	2	11.8	18	2	11.1	1		1		1	
40	646	上毛町	25.0	2024年3月	19	12	145	26	17.9	法律、政令、条例により設置されている審議会等	13	9	115	21	18.3	6	3	30	5	16.7	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
40	647	築上町	40.0	2028年3月	42	37	390	116	29.7	地方自治法第202条の3に基づく機関	42	37	390	116	29.7	6	6	42	7	16.7	18	4	22.2	19	4	21.1	1		1		1	

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県 市区町村 コード 名称	問11-1 管理職の在職状況																				問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5									
	うち					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査 時点 コード	その他	防 災・ 局 員 数 計	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち管理職数		調査 時点 コード	その他													
	管理職 総数	管理 職数	女性 比率 (%)	管理 職総 数	うち 管理 職数	女性 比率 (%)	部長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	部長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職						うち 女性 数	女性 比率 (%)			うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)									
	3,424	583	17.0	2,993	507	16.9	591	81	13.7	524	72	13.7	70	8	11.4	62	8	12.9	2,763	494	17.9	2,407	427	17.7	1,249						359	28.7			1,061	269	25.4	7,045	2,072	29.4	5,695	1,598	28.1				
40100	北九州市	683	111	16.3	615	105	17.1	169	22	13.0	155	21	13.5	0	0	0.0	0	0	0.0	514	89	17.3	460	84	18.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1473	358	24.3	1248	283	22.7	1	23	4	17.4	5	1	20.0	1		
40130	福岡市	736	127	17.3	598	103	17.2	181	30	16.6	150	25	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	555	97	17.5	448	78	17.4	0	0	0.0	0	0	0.0	1981	563	28.4	1546	479	31.0	2	2023年5月1日	27	5	18.5	5	1	20.0	2	2023年5月1日
40202	大牟田市	104	12	11.5	90	11	12.2	12	2	16.7	11	2	18.2	18	2	11.1	15	2	13.3	74	8	10.8	64	7	10.9	24	4	16.7	18	3	16.7	220	65	29.5	145	56	38.6	1	7	1	14.3	2	0	0.0	1		
40203	久留米市	261	45	17.2	246	39	15.9	30	5	16.7	29	4	13.8	44	5	11.4	41	5	12.2	187	35	18.7	176	30	17.0	250	67	26.8	232	54	23.3	402	141	35.1	339	95	28.0	1	11	0	0.0	3	0	0.0	1		
40204	直方市	43	5	11.6	37	5	13.5	7	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	5	13.9	31	5	16.1	0	0	0.0	0	0	0.0	92	13	14.1	79	13	16.5	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1		
40205	飯塚市	78	8	10.3	73	8	11.0	9	1	11.1	9	1	11.1	7	1	14.3	6	1	16.7	62	6	9.7	58	6	10.3	65	24	36.9	53	15	28.3	160	52	32.5	140	41	29.3	1	8	1	12.5	3	0	0.0	1		
40206	田川市	33	2	6.1	29	2	6.9	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	2	7.4	24	2	8.3	50	7	14.0	39	5	12.8	82	23	28.0	48	9	18.8	1	7	1	14.3	2	0	0.0	1		
40207	柳川市	51	5	9.8	42	5	11.9	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	42	5	11.9	35	5	14.3	48	5	10.4	38	4	10.5	77	18	23.4	57	12	21.1	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1		
40210	八女市	45	8	17.8	42	8	19.0	7	1	14.3	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	38	7	18.4	36	7	19.4	70	21	30.0	59	15	25.4	125	55	44.0	95	31	32.6	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1		
40211	筑後市	39	10	25.6	33	9	27.3	7	2	28.6	6	2	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	32	8	25.0	27	7	25.9	13	3	23.1	12	2	16.7	65	22	33.8	49	19	38.8	1	4	1	25.0	1	0	0.0	1		
40212	大川市	25	3	12.0	22	2	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	3	12.0	22	2	9.1	33	6	18.2	30	6	20.0	32	8	25.0	29	7	24.1	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1		
40213	行橋市	61	5	8.2	49	4	8.2	11	1	9.1	9	1	11.1	1	0	0.0	0	0	0.0	49	4	8.2	40	3	7.5	6	1	16.7	6	1	16.7	97	16	16.5	72	11	15.3	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1		
40214	豊前市	21	3	14.3	18	2	11.1	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	14	2	14.3	11	3	27.3	11	3	27.3	58	18	31.0	49	14	28.6	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1		
40215	中間市	48	4	8.3	43	4	9.3	11	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	37	4	10.8	33	4	12.1	19	2	10.5	18	2	11.1	70	13	18.6	62	13	21.0	1	7	2	28.6	1	0	0.0	1		
40216	小都市	49	13	26.5	46	12	26.1	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	42	12	28.6	39	11	28.2	4	1	25.0	3	0	0.0	80	25	31.3	72	18	25.0	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1		
40217	筑紫野市	51	14	27.5	42	9	21.4	8	2	25.0	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	43	12	27.9	34	7	20.6	5	3	60.0	1	0	0.0	66	12	18.2	55	8	14.5	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1		
40218	春日市	50	13	26.0	46	12	26.1	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	11	27.5	36	10	27.8	37	10	27.0	36	9	25.0	39	14	35.9	33	12	36.4	1	8	1	12.5	2	0	0.0	1		
40219	大野城市	64	11	17.2	64	11	17.2	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	52	11	21.2	52	11	21.2	0	0	0.0	0	0	0.0	101	24	23.8	101	24	23.8	1	10	1	10.0	2	0	0.0	1		
40220	宗像市	75	13	17.3	63	12	19.0	19	3	15.8	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	56	10	17.9	47	10	21.3	32	17	53.1	30	17	56.7	93	26	28.0	80	22	27.5	1	8	1	12.5	2	0	0.0	2	2023年7月1日	
40221	太宰府市	48	9	18.8	39	6	15.4	9	1	11.1	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	39	8	20.5	32	6	18.8	79	25	31.6	58	10	17.2	27	17	63.0	20	11	55.0	1	8	0	0.0	3	0	0.0	1		
40223	古賀市	37	7	18.9	37	7	18.9	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	31	6	19.4	31	6	19.4	29	12	41.4	29	12	41.4	48	21	43.8	47	20	42.6	1	4	1	25.0	1	1	100.0	1		
40224	福津市	47	8	17.0	44	8	18.2	14	2	14.3	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	33	6	18.2	31	6	19.4	14	5	35.7	11	4	36.4	110	53	48.2	86	35	40.7	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1		
40225	うきは市	20	5	25.0	20	5	25.0	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	5	26.3	19	5	26.3	2	0	0.0	2	0	0.0	51	22	43.1	45	16	35.6	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1		
40226	宮若市	26	4	15.4	23	3	13.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	4	15.4	23	3	13.0	14	2	14.3	12	2	16.7	47	12	25.5	39	8	20.5	1	0	0.0	0	0	0.0	1			
40227	嘉麻市	41	12	29.3	39	12	30.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	41	12	29.3	39	12	30.8	37	10	27.0	35	10	28.6	69	27	39.1	58	21	36.2	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1		
40228	朝倉市	51	11	21.6	42	8	19.0	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	43	10	23.3	34	7	20.6	4	2	50.0	3	2	66.7	103	31	30.1	82	15	18.3	1	9	1	11.1	1	0	0.0	1		
40229	みやま市	39	6	15.4	34	6	17.6	8	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	6	19.4	27	6	22.2	24	6	25.0	19	6	31.6	69	21	30.4	62	21	33.9	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1		
40230	糸島市	61	6	9.8	53	6	11.3	16	2	12.5	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	45	4	8.9	40	4	10.0	56	17	30.4	50	17	34.0	133	31	23.3	110	31	28.2	1	6	1	16.7	2	0	0.0	1		
40231	那珂川市	35																																													

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。								
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	田川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	田川市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病等により、市議会の会議等を長期間にわたり欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員が引き続き欠席した期間」という。)に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を、減額して支給するものとする。 議員が引き続き欠席した期間の区分 減額割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の20 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の80 2 前項の規定は、議員が引き続き欠席した期間が90日を超える日の属する月の翌月から、市議会の会議等に出席した日の属する月まで適用する。ただし、減額する月に議員資格を失う等受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬の減額を行う場合において、当該月内で議員報酬の減額割合が異なるときは、減額割合の高い方を適用する。	1	1	1	1	1	1
40	206	田川市	3	田川市議会	1	2	1	田川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		田川市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病等により、市議会の会議等を長期間にわたり欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員が引き続き欠席した期間」という。)に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を、減額して支給するものとする。 議員が引き続き欠席した期間の区分 減額割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の20 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の80 2 前項の規定は、議員が引き続き欠席した期間が90日を超える日の属する月の翌月から、市議会の会議等に出席した日の属する月まで適用する。ただし、減額する月に議員資格を失う等受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬の減額を行う場合において、当該月内で議員報酬の減額割合が異なるときは、減額割合の高い方を適用する。	1	1	1	1	1	1
40	207	柳川市	1	柳川市議会	1	3	1	柳川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								
40	210	八女市	1	八女市議会	1	3	1	八女市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
40	211	筑後市	1	筑後市議会	1	3	1			2		1	1	1	1	1	1
40	212	大川市	1	大川市議会	1	3	1			2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													
		コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
40	213	行橋市	1	行橋市職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経て総務課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第5条 市長は旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第3号様式)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員で市長部局に異動した後も引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用者異動届(第4号様式)を総務課長に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用者異動届は、旧姓使用の承認を受けていたことを証する書類の写しを添え、所属長を経て提出するものとする。この場合においては、第4条及び第5条の規定は適用しない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務課長が別に定める。	行橋市議会	1	2	1	行橋市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出)第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1
40	214	豊前市	4			2	1	豊前市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	
40	215	中間市	1	中間市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。	中間市議会	1	2	1	中間市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること。	2							1	1	1	1	1	1	
40	216	小都市	1	小都市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等(以下「法令」という。)の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用する文書等であつて、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を生ずるおそれのないものに限り、旧姓を使用することができる。	小都市議会	1	2	1	小都市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4	
40	217	筑紫野市	1	筑紫野市職員の旧姓使用に関する取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	筑紫野市議会	1	2	1	筑紫野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1 1. あり 2. なし 3. その他		問12-2 その他具体例	問12-3 配偶者の 出産	問12-4 育児	問12-5 家族の 看護	問12-6 家族の 介護	問12-7 疾病	問12-8 その他		
40	218	春日市	1	春日市議員の旧姓使用に関する要綱(平成13年9月27日告示第91号) (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関する、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請書は、所属長を経て人事法制課長に提出するものとする。 (承認通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、人事法制課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て人事法制課長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないよう努めなければならない。 (承認の取消し) 第8条 任命権者は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。	春日市議会	1	2	1	春日市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
40	219	大野城市	1	大野城市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの 2 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2) 職員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの 3 前2項に掲げるいずれの基準にも該当しないと考えられる文書等については、職務遂行上、又は事務処理上の影響等を考慮し、市長が旧姓使用の可否を決定する。	大野城市議会	1	2	1	大野城市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
40	220	宗像市	2		宗像市	1	2	1	宗像市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
40	221	太宰府市	1	太宰府市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により速やかに所属長を経て市長に申請しなければならない。 2 市長は、旧姓使用の承認をしたときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。	太宰府市議会	1	2	1	太宰府市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
40	222	古賀市	2		古賀市議会	1	2	1	古賀市議会会議規則 第91条第2項 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
					問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。													
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
40	224	福津市	1	福津市職員旧姓使用取扱規定第3条 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式 第1号)により、所属長を経て市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の届出を受理したときは、旧姓を使用することを認めるものとする。	福津市議会	1	2	1	福津市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
40	225	うきは市	1	うきは市職員の旧姓等使用に関する要綱 (目的) 第1条 この訓令は、職員が戸籍上の氏名以外の氏名を職場において使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。 2 この訓令において、旧姓等とは、旧姓(婚姻、養子縁組その他の事由によって、戸籍上の氏を改める前の氏をいう。)及び通称(性同一性障害等を有する職員が使用を希望する戸籍とは異なる氏名及び自他共に認め一般に通用し、その使用にあたって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏名)をいう。 (旧姓等を使用することができる文書等) 第3条 旧姓等を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 [別表第1] [別表第2] (旧姓等使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓等を使用しようとするときは、旧姓等使用承認申請書(様式第1号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知) 第5条 市長が旧姓等の使用を承認したときは、旧姓等使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓等を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (義務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓等使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓等を使用する職員は、旧姓等を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	うきは市議会	1	3	1	うきは市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。		2							1	1	1	1	1	1
40	226	宮若市	1		宮若市議会	1	2	1	宮若市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
40	227	嘉麻市	1	嘉麻市職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用承認) 第2条 職員は、婚姻(離婚を含む。)若しくは養子縁組等により戸籍上の氏を改め、又は元の氏に復する場合において、業務に関し引き続き改氏前の氏(元の氏を含む。以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長及び人事秘書課長を経由して、任命権者の承認を得なければならない。	嘉麻市議会	4												4	4	4	4	4	4
40	228	朝倉市	1	朝倉市職員の旧姓使用に関する要綱 第3条第1項 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	朝倉市議会	1	2	1	朝倉市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	
40	229	みやま市	4		みやま市議会	1	3	1	みやま市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第1条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例							
40	230	糸島市	糸島市職員の旧姓使用に関する規程 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等とし、おおむね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 専ら市の内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまる文書等で、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの 2. 次に掲げる基準に該当する文書等は、旧姓を使用することができない。 (1) 職員の身分関係に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に支障があるもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に支障があるもの (3) 公権力の行使に係る文書等で、対外的な事務処理等に支障があるもの 3. 前2項に掲げるいずれの基準にも該当しない文書等については、職務遂行上又は事務処理上の支障を考慮し、任命権者が旧姓使用の可否を決定する。	糸島市議会	1	2	1	糸島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額等) 第3条の2 議員が連続する2回の定例会の会議全てを次に掲げる事由以外の事由により欠席したときは、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の当該議員の議員報酬の月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの条に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成22年糸島市条例第43号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合 (3) 女性の議員が産出し、当該出産から引き続き定例会の会議に出席せず、当該出産した子の育児をする場合 2 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、当該議員が連続する4回の定例会の会議全てを同項各号に掲げる事由以外の事由により欠席したときは、前2条の規定にかかわらず、当該議員には、当該4回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 3 議員が連続する4回の定例会の会議全てを第1項各号に掲げる事由により欠席したときは、当該4回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の当該議員の議員報酬の月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの条に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。 4 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、当該議員が連続する8回の定例会の会議全てを第1項各号に掲げる事由により欠席したときは、前2条の規定にかかわらず、当該議員には、当該8回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 5 前各項の規定により議員報酬を減額すること若しくは支給しないこととされた議員が定例会の会議に出席したとき又は第1項若しくは第2項の規定により議員報酬を減額すること若しくは支給しないこととされた議員が第1項各号に掲げる事由により定例会の会議を欠席したときは、当該出席日又は欠席日の属する月の翌月から前2条の規定による議員報酬を支給する。	1	1	1	1	1	1
40	231	那珂川市	那珂川市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	那珂川市議会	1	2	1	那珂川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、欠席届(様式第1号)によりその理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
40	341	宇美町		宇美町議会	1	2	1	宇美町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が産出のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例								
40	342	篠栗町	1	篠栗町職員旧姓使用取扱要綱 (建旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、篠栗町職員(会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。))で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の規定により旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。ただし、当該文書等の写しが外部の機関等に添付する書類として必要な場合を除く。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めた旨その他届出事項に異動があった旨を届け出る際に、又は届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 町長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、町長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認又は不承認としたときは、旧姓使用(承認・不承認)通知書(様式第2号)により、当該申請者(以下「旧姓使用者」という。))に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 2 前項の規定による届出があった場合において、第4条の規定による承認は、効力を失う。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町民、職員等に誤解及び混乱が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用者は、文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 (書類の提出) 第8条 この要綱に基づき町長に提出すべき書類は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。	篠栗町議会	1	2	1	篠栗町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他ののやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
40	343	志免町	1	志免町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(再任用を含む一般職の職員をいう。以下同じ。))が婚姻、養子縁組その他事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	志免町議会	1	2	1	志免町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他ののやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			1	1	1	1	1	
40	344	須恵町	2		須恵町議会	1	2	1	須恵町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他ののやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付けて、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都 市 区 府 町 村 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。								
40 345 新宮町	1	新宮町議会	1	2	1	2					2	2	2	2	2	
40 348 久山町	4	久山町議会	1	2	1	2					1	4	1	1	1	1
40 349 粕屋町	1	粕屋町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1
40 381 戸屋町	3	戸屋町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認められていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
40	382	水巻町	2	水巻町議会	1	2	1	水巻町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第4条 議員が自己都合、疾病等により、議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、議会の定例会を欠席した日から議会の定例会に出席した日の属する月の前月末日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 割合 180日を超え365日以下であるとき 100分の90 365日を超えるとき 100分の80 2 前項の規定は、欠席期間が180日又は365日を超える日の属する月の翌月から議会の定例会に出席した日の属する月の前月まで(以下「減額月」という。)の議員報酬の月額について適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月を受けるべき議員報酬がないときは、この限りでない。 第5条 議員が各号のいずれかの事由で欠席した場合は、前条の規定は適用しない。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条の規定による就業制限 (3) 災害その他個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準じると認めるもの	1	1	1	1	1	1
40	383	岡垣町	1	岡垣町議会	1	2	1	岡垣町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	4
40	384	遠賀町	3	遠賀町議会	1	2	1	遠賀町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
40	401	小竹町	2	小竹町議会	1	2	1	小竹町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
40	402	鞍手町	4	鞍手町議会	1	4	1	鞍手町議会会議規則 第2条 2前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
40	421	桂川町	1	桂川町議員の旧姓使用取扱要綱 令和3年11月1日要綱第26号 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻又はその他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関する、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (2) 公権力の行使に係るもの (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長及び総務課長を経て、任命権者の承認を受けなければならない。 (承認通知) 第5条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、総務課長及び所属長を経て、当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長及び総務課長を経て、任命権者に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることがないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもの 例 起家文書、出勤簿、休暇等届、時間外勤務命令簿、育児休業関係文書、職員配置表、名刺、職員証(※)、町財務規則等に定める財務会計帳票及び証拠書類、異動内示書その他町長が認めるもの(※) ※については、戸籍上の氏を併記することができる 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 例 (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 特許書、履歴書、宣誓書、退職届、休職関係文書、給与関係文書、諸手当届、源泉徴収票、年末調整関係文書、共済組合関係文書、法令等に基づく身分証明書その他町長が認めるもの(※) (2) 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 ※については、旧姓を併記することができる	桂川町議会	1	2	1	桂川町議会会議規則 昭和62年6月23日議会規則第1号 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	4	1	
40	447	筑前町	1	筑前町議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第一に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第二に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。	筑前町議会	1	3	1	筑前町議会会議規則 第二条第二項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から、当該出産の日後10週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	
40	448	東峰村	4		東峰村議会	2			大刀洗町議会会議規則		2	2	2	2	2	2	4		
40	503	大刀洗町	4		大刀洗町議会	1	2	1	大刀洗町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産後に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。											
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
40	522	大木町	1	大木町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、大木町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用すること(以下「旧姓使用」という。)の手續に關し必要な事項を定めることを目的とする。	大木町議会	1	2	1	大木町議会会議規則 (参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事室に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
40	544	広川町	1	広川町職員の旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻届」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。(旧姓使用の承認の申請) 第2条 職員は、旧姓を使用するときには、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、様式第1号による旧姓使用承認申請書により、任命権者にその使用の承認を申請しなければならない。 (承認) 第3条 任命権者は、前条の申請があった場合において、旧姓の使用が法律及び条例等の規定に抵触するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上、又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて旧姓を使用することができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認した場合には、当該承認を受けたものにその旨を様式第2号により通知するとともに、旧姓使用台帳に登録するものとする。 (承認の取消) 第4条 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止の承認の申請) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、様式第3号による旧姓使用中止承認申請書により、任命権者にその使用の中止の承認を申請しなければならない。 3 任命権者は、前項の申請があった場合において、任務遂行上支障がないと認めるときには、当該申請のあった旧姓の使用の中止について承認するものとする。 4 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の中止を承認した場合には、当該承認を受けた者にその旨を通知するとともに、旧姓使用者台帳にその旨を登録するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第6条 職員は、第3条の旧姓を使用することができる文書は、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用者の責務) 第7条 職場管理者は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たって、常に町民又は職員に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、総務課長が別に定める。	広川町議会	1	2	1	広川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4
40	601	香春町	1	香春町職員の旧姓氏名に関する要綱 ○香春町職員の旧姓使用に関する要綱 平成27年11月1日 要綱第50号 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関する、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請書は、所属長を経て総務課長に提出するものとする。	香春町議会	1	2	2		2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																	
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
コ	コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例											
ド	ド	ド																			
			(承認通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。																		
40	602	添田町	1	添田町議会議規則 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の自由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改正前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用された職員を除く。 (旧姓を使用することができる文章) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請書は、所属長を経て総務課長に提出するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないように努めなければならない。 (承認の取り消し) 第8条 任命権者は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。	添田町議会議	1	2	1	添田町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
40	604	糸田町	4		糸田町議会議	1	2	1	糸田町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあきらかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
40	605	川崎町	4		川崎町議会議	1	2	1	川崎町議会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											
40	608	大任町	2		大任町議会議	4															

都 市 区 府 町 村 名	道 区 府 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
40	609	赤村	4	赤村議会	1	2	1	赤村議会会議規定 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
40	610	福智町	1	福智町議会	1	2	1	福智町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則11・令3議会規則11一部改正)	2		1	1	1	1	1	1
40	621	苅田町	1	苅田町議会	1	3	1	苅田町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
40	625	みやこ町	4	みやこ町議会	1	4	1	みやこ町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		4	4	4	4	4	4
40	642	吉富町	4	吉富町議会	1	2	1	吉富町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
40	646	上毛町	4	上毛町議会	1	2	1	上毛町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
40	647	築上町	4	築上町議会	1	2	1	築上町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 市 市	道 区	府 町	県 村 町	コ 村	ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
						問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する規定(ハラスメント防止)を設けている。 2. 議員向け研修を実施している。 3. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
						0	0	5			15	7	4	6		18			
						1	5	18	2	0	8	9	11	10		41			
						0	1	37			35	6	45	2		1			
						59	54							42					
40	100					4	2	1			1	1	1	2		2	乳幼児連れの方などを対象とした防音仕様で、ベビースーツやおもちゃを備えた特別傍聴室がある。		
40	130					4	4	3			3	3	1		2		福岡市職員の名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱 第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合 (2) 文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合		
40	202					4	4	3			3	3	4		1		地域防災計画 ・防災ボランティアセンターの総括及び連絡調整 ・ボランティア活動に対する相談受付 ・上記の事務分掌の災害予防		
40	203					4	4	1			1	1	3	2	1		H31.2地域防災計画 風水害対策編 2 女性のための相談 家庭子ども相談課、男女平等政策課及び男女平等推進センターは、災害によって生じたストレスや暴力被害など女性の心身の健康などに対応するため、電話相談や面接相談で対応し、市保健所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣などを実施し、女性のための相談を実施する。 また、女性のための一時保護施設を確保する。		
40	204					4	4	3			3	3	4		1		地域防災計画 市は、多様な性の視点を踏まえた指定避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を増した女性リーダー等の育成に努めるものとする。 また、男女共同参画の視点から男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。		

都 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道 府 県	区 町 村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。		
コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	1. 1. 関係するハラスメント防止に関する規定がある倫理防規 2. 2. 議員向けハラスメント防止に関する規定がある倫理防規 3. 3. その他 4. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
40	205	飯塚市	4	4	3			1					1		飯塚市地域防災計画、避難所運営マニュアル ■飯塚市地域防災計画 第2章 第4節 災害に備えた防災体制づくり 5. 女性・子育て家庭に対する対策 (1) 組織体制の整備 市は、避難者となる男女のニーズの違いや女性・子育て家庭への配慮を行うため、男女共同参画推進センターと連携し、地域住民や、自主防災組織、事業所の組織等の育成・指導を通じ、女性・子育て家庭を支援する体制づくりを推進する。 ■飯塚市地域防災計画資料編 飯塚市災害対策本部事務分掌 避難所部 避難所ケア係(男女共同参画推進課) ・災害(準備室～対策本部)時の役割 ○避難所での性別の違いに関する問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関すること。 ○避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の兆候の早期発見及び対処に関すること。 ○避難所で必要とする事案が出た場合に各班へ通報 ・復旧・復興時の役割 ○避難所での性別の違いに関する問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関すること。 ○避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の兆候の早期発見及び対処に関すること。 ○避難所で必要とする事案が出た場合に各班へ通報	
40	206	田川市	4	4	3			3						2		
40	207	柳川市	4	4	3			3						2		
40	210	八女市	4	4	3			3						2		
40	211	筑後市	4	4	3			1	1	2	1		1	筑後市議会議員の通称等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第89条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称 (2) 常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と総称する。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 変更前の氏		
40	212	大川市	4	4	3			3						2		
40	213	行橋市	4	4	2			3						2		
40	214	豊前市	4	4	3			3					1	豊前市地域防災計画 避難所等において女性特有の問題に関する相談を受ける		
40	215	中間市	4	4	1	1		1					2	中間市議会ハラスメント根絶条例 条例全部		
40	216	小郡市	4	4	2			2					2			

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道 区	府 町 村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合、該当部分の規定を記入してください。		
県 村 町	コ 村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	2 す る ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
40	217	筑紫野市	4	4	2					1	1	3	4	1	筑紫野市地域防災計画 災害によって生じた女性特有の問題について筑紫野市女性センター等を活用して相談に応じる。特に避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。	
40	218	春日市	4	3	2					2	2	2	4	2	「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を提出した。(令和5年3月定例会)	
40	219	大野城市	4	4	2					1	3	3	2	1	大野城市地域防災計画の災害予防計画 ・男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。 ・平常時及び災害時における男女共同参画部局及び男女平等推進センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努める。	
40	220	宗像市	4	4	3					3		3	4	1	地域防災計画 また、男女共同参画担当部局は、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営の啓発等に努め、男女共同参画センターは、平常時から災害時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した啓発を実施する。防災担当部局と男女共同参画担当部局は連携し、平常時及び災害時における役割について明確化するよう努める。	
40	221	太宰府市	4	4	3					3		3	2	2		
40	223	古賀市	4	4	3					3		3	1	2	古賀市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、各号に定める通称名等を使用することができる。(1)公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2)氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下合わせて「通用字体」という。)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3)婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏	

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道 区	府 町 村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
県 村 町	コ 村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関する規定が定められている 2. 議員向けメント窓に設置している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
40 224	福津市	4	4	2			3		3	1			3	
40 225	うきは市	4	4	3			3		3	4			2	
40 226	宮若市	4	4	3			3		3	4			2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係する規定がある倫理防規 2. 議員向け研修に関する規定がある 3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
40	227	高崎市	4	4	2				2	2	2	4	1	嘉麻市地域防災計画 基本方針 3.「男女共同参画」の視点に基づいた多様な視点からの取組みの推進 男女共同参画の視点に立ち、高齢者、障がい者、子ども、外国人等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組みを推進する。市民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取組みを推進する。	
40	228	朝倉市	4	4	3				3	3	4	1	朝倉市地域防災計画 第6編 災害復旧・復興計画 第2章 被災者等の生活再建等の支援 第4節 女性のための相談 男女共同参画センター相談窓口において、避難所等における女性特有の問題に関する相談を受ける。		
40	229	みやま市	4	4	3				1	2	3	4	2		
40	230	糸島市	4	4	2				1	1	2	4	1	糸島市地域防災計画 「糸島市災害対策本部の分掌事務(班別)」より一部抜粋 人権・男女共同参画推進班(人権・男女共同参画推進課) ・人権センター及び男女共同参画センターの被害調査及び応急対策に関すること ・人権センター及び男女共同参画センターにおける避難、避難所・救護施設等の開放に関すること ・情報が十分に伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)による人権侵害の防止に関すること ・災害対策事務及び各対策班の応援に関すること	
40	231	那珂川市	4	4	3				3	3	3	4	1	那珂川市地域防災計画 県及び市は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から、人権政策課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うとともに、男女共同参画推進センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における人権政策課及び男女共同参画推進センターの役割について、安全安心課と人権政策課が連携し明確化しておくよう努める。	
40	341	宇美町	4	4	2				1	2	2	4	2		

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割								
都	道	府	県	市	区	町	村	名	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。
									1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係・ハラスメント等に関する規定がある。 2. ハラスメント防止に関する規定がある。 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
40	342							篠栗町	4	4	2			2	2	2	1		篠栗町議会議員の通称等の使用取扱要綱 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 氏名に用いられている漢字のうち常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と総称する。)と異なる字体によって記載されているものがある場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏	2	
40	343							志免町	4	4	3			1	3	3	2		1	志免町地域防災計画 県男女共同参画センターは、災害によって生じたストレスなど女性及び性的少数者等の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性や性的少数者等のための相談を実施する。 町では、避難指定所等において窓口等を設け、女性や性的少数者等特有の問題に関する相談を受ける。	
40	344							須恵町	4	4	2			1	1	3	4		1	須恵町地域防災計画 共通編 第3編 第3章 第9節 第2の4 (3)キ 町及び県は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	
40	345							新宮町	4	4	3					3	4		2		
40	348							久山町	4	4	2			2		2	3		1	久山町地域防災計画 総務課は、区単位での自主防災組織を育成し、その活動を促進するために指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の強化に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画や女性リーダーの育成を促進する。 また、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に止めるよう、地区防災計画の作成を支援し、平常時から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及啓発、防災訓練を実施するなど、災害に対する備えを推進する。 さらに、災害時には、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導について必要な措置を講じる。	

都 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道 府 県	区 町 村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 1. 関係する規定がある倫理防規 2. 議員向けメン 3. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
40	349	稲屋町	4	4	3			3		3	4		2		
40	381	芦屋町	4	2	3			3		3	3		2		
40	382	水巻町	4	2	3			3		3	4		2		
40	383	岡塚町	4	4	3			3		3	4		2		
40	384	遠賀町	4	4	1		3	議員向けコンプライアンス冊子を購入、配布		3	2		2		
40	401	小竹町	4	4	2			3		3	4		2		
40	402	鞍手町	4	4	3			3		3	4		2		
40	421	桂川町	4	4	3			3		3	4		2		
40	447	筑前町	4	2	2			1	2	3	4		1	筑前町地域防災計画 避難所へ女性のための相談員や保健師等を循環させ、女性特有の問題に関する相談を受け、また、相談員等に対応できない場合は、専門の相談機関を紹介、又は電話相談窓口を紹介するなど、女性のための相談を実施する。	
40	448	東峰村	4	4	3			3		1	4		2		
40	503	大刀洗町	4	4	3			3		3	4		2		
40	522	大木町	2	2	3			2	2	1	4		2		
40	544	広川町	4	4	2			2	2	2	4		2		
40	601	香春町	4	4	2			2	2	2	1		2		
40	602	添田町	4	4	3			3		3	4	男女共同参画審議会委員に議 会から委員を選出している	2		
40	604	糸田町	4	4	2			1	3	2	4		2		
40	605	川崎町	4	4	3			3		3	4		2		
40	608	大任町	4	4	3			3		3	4		2		
40	609	赤村	4	4	3			3		3	4		2		
40	610	福智町	4	4	3			3		3	4		2		
40	621	苅田町	4	4	3			3		3	4		1	苅田町地域防災計画本編 一般災害予防計画 第3章第8節避難体制等整備計画第2項避難所・避難路等の整備計画第2計画目標 2指定緊急避難所・指定一般避難所の機能の整備 (4)指定緊急・避難場所・指定一般避難所の管理・運営体制整備 4)多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害に関する広い知識を有する女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から住民課人権男女共同参画室は県と連携を図り、災害対応に関する情報収集等を行う。また、総務課危機管理室と住民課人権男女共同参画室連携し、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の管理・運営体制の整備に努める。 一般災害復旧・復興計画 第3章第4節生活相談第2項 女性のための相談 災害により生じた女性特有の問題について、その相談に応じるため、町は次に掲げる処置を講じる。(1)避難所等において女性特有の問題に関する相談を受けやすいため窓口を設置する。(2)県が行う電話相談の実施や、県の京築保健福祉環境事務所等と共同し避難所等の必要な場所への女性相談員や保健師の派遣など、女性のための相談について協力する。	
40	625	みやこ町	4	4	2			2		2	2		2		
40	642	吉富町	4	4	3			3		3	4		2		
40	646	上毛町	4	4	3			3		3	4		2		

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
道 区	府 町	区	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
府 町	村	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 間・ハラスメントを規定する等がある倫理防規	2. する・ハラスメントを相対窓に口開	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
40	647	築上町	4	4	1	1			1	1	3	2		2		
			<p>築上町ハラスメント根絶条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、築上町議会議員(以下「議員」という。)による議員の地位を利用した、築上町職員(以下「職員」という。)に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止・根絶するための措置を講じ、職員・議員が個人としての尊厳を尊重され、市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、相手の人権を侵害する行為 (2) 社会的又は性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 (4) 性的志向、性自認等の望まない暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為 (5) 産前・産後休暇、育児休業及び介護休業等の利用に関する言動により、職員・議員の申出若しくは取得に関する権利や環境が害される行為 (6) 誹謗、中傷、風評の流布等により相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為</p> <p>(議員の責務) 第3条 議員は、町民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、職員又は議員の人格を尊重して自らハラスメントの防止・根絶に努めなければならない。 2 議員は職員及び議員間の良好な活動が確立できるように相互信頼を深め、お互いの人権を尊重しなければならない。 3 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、ハラスメントに当たる行動又は言動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に憤むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。</p> <p>(研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施するものとする。</p> <p>(事実関係の把握等) 第5条 議長は、議員、町長若しくは職員等からハラスメントがあったことを報告されたときは、当該ハラスメントに係る事実関係を把握するため、速やかに関係者から聴き取り調査を行うものとする。 2 議長は、前項に規定するハラスメントに係る事実関係の調査及び確認を行うために、常任委員会(議会運営委員会を含む。)又は特別委員会を代表する者からなる審査会を設置することができる。</p>													

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割					
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る 倫 理 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	2 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	3 そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		